

平成28年度

白石市予算書

白石市

## 目 次

1. 白石市一般会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 白石市国民健康保険特別会計・・・・・・・・・・ 8
3. 白石市介護保険特別会計・・・・・・・・・・ 1 1
4. 白石市後期高齢者医療特別会計・・・・・・・・ 1 4
5. 白石市水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
6. 白石市下水道事業会計・・・・・・・・・・ 1 9

## 第 3 1 号議案

### 平成 2 8 年度白石市一般会計予算

平成 2 8 年度白石市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,383,913 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

白石市長 風 間 康 静



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		3, 6 7 2, 3 7 3
	1 市 民 税	1, 4 3 2, 6 9 0
	2 固 定 資 産 税	1, 7 4 3, 3 7 6
	3 軽 自 動 車 税	9 9, 2 5 8
	4 市 た ば こ 税	2 5 5, 9 8 5
	5 特 別 土 地 保 有 税	1 0
	6 入 湯 税	8, 5 1 6
	7 都 市 計 画 税	1 3 2, 5 3 8
2 地 方 譲 与 税		1 7 5, 0 0 0
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4 9, 0 0 0
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1 2 6, 0 0 0
3 利 子 割 交 付 金		4, 0 0 0
	1 利 子 割 交 付 金	4, 0 0 0
4 配 当 割 交 付 金		1 5, 0 0 0
	1 配 当 割 交 付 金	1 5, 0 0 0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1 1, 0 0 0
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 1, 0 0 0
6 地 方 消 費 税 交 付 金		6 1 4, 0 0 0
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6 1 4, 0 0 0
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		7, 0 0 0
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7, 0 0 0
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		3 7, 0 0 0
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3 7, 0 0 0
9 地 方 特 例 交 付 金		1 0, 0 0 0
	1 地 方 特 例 交 付 金	1 0, 0 0 0
10 地 方 交 付 税		5, 1 1 8, 5 2 3
	1 地 方 交 付 税	5, 1 1 8, 5 2 3
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4, 0 0 0
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4, 0 0 0
12 分 担 金 及 び 負 担 金		1 2 8, 8 9 1
	1 負 担 金	1 2 8, 8 9 1

(単位 千円)

款	項	金額
13 使用料及び手数料		195,145
	1 使用料	175,281
	2 手数料	19,864
14 国庫支出金		2,057,253
	1 国庫負担金	1,233,483
	2 国庫補助金	811,350
	3 国庫委託金	12,420
15 県支出金		776,326
	1 県負担金	526,332
	2 県補助金	158,756
	3 県委託金	91,238
16 財産収入		9,047
	1 財産運用収入	8,945
	2 財産売却収入	102
17 寄附金		88,458
	1 寄附金	88,458
18 繰入金		2,073,741
	1 基金繰入金	2,073,741
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		491,955
	1 延滞金、加算金及び過料	6,001
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	255,748
	4 受託事業収入	9,694
	5 雑収入	220,511
21 市債		895,200
	1 市債	895,200
歳入	合計	16,383,913

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1 7 8, 8 3 6
	1 議 会 費	1 7 8, 8 3 6
2 総 務 費		1, 9 4 9, 6 2 5
	1 総 務 管 理 費	1, 4 2 4, 4 0 5
	2 徴 税 費	2 9 7, 4 2 7
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1 3 5, 7 8 5
	4 選 挙 費	6 4, 3 2 1
	5 統 計 調 査 費	1 2, 6 2 8
	6 監 査 委 員 費	1 5, 0 5 9
3 民 生 費		5, 0 2 0, 3 7 2
	1 社 会 福 祉 費	2, 7 9 4, 8 8 4
	2 児 童 福 祉 費	1, 6 8 3, 8 2 6
	3 生 活 保 護 費	5 3 1, 6 0 9
	4 災 害 救 助 費	1 0, 0 5 3
4 衛 生 費		2, 3 5 5, 5 7 1
	1 保 健 衛 生 費	1, 8 8 0, 7 0 8
	2 清 掃 費	4 7 4, 8 6 3
5 労 働 費		1 0, 7 3 0
	1 労 働 諸 費	1 0, 7 3 0
6 農 林 水 産 業 費		3 4 3, 9 1 6
	1 農 業 費	2 6 8, 6 7 2
	2 林 業 費	7 5, 2 4 4
7 商 工 費		7 0 5, 8 0 7
	1 商 工 費	7 0 5, 8 0 7

(単位 千円)

款	項	金額
8 土 木 費		2, 6 9 5, 5 8 0
	1 土 木 管 理 費	2 5, 7 5 7
	2 道 路 橋 梁 費	5 4 5, 9 5 5
	3 河 川 費	8, 8 5 3
	4 都 市 計 画 費	2, 0 0 5, 4 9 0
	5 住 宅 費	1 0 9, 5 2 5
9 消 防 費		4 6 4, 0 6 5
	1 消 防 費	4 6 4, 0 6 5
10 教 育 費		1, 3 0 4, 5 4 4
	1 教 育 総 務 費	2 4 2, 1 8 2
	2 小 学 校 費	2 2 0, 1 3 8
	3 中 学 校 費	1 8 1, 5 4 8
	4 幼 稚 園 費	1 3 6, 5 8 3
	5 社 会 教 育 費	2 0 8, 7 9 1
	6 保 健 体 育 費	3 1 5, 3 0 2
11 災 害 復 旧 費		4, 5 0 5
	1 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	2, 0 0 0
	2 公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 費	2, 5 0 5
12 公 債 費		1, 3 3 5, 2 9 8
	1 公 債 費	1, 3 3 5, 2 9 8
13 予 備 費		1 5, 0 6 4
	1 予 備 費	1 5, 0 6 4
歳 出	合 計	1 6, 3 8 3, 9 1 3



## 第2表

### 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
仙南最終処分場地元対策事業補助金	平成29年度	62,739
農業経営基盤強化資金利子補給補助金(平成28年度分)	平成29年度から平成32年度まで	291
農業災害対策資金利子補給補助金(平成28年度分)	平成29年度から平成34年度まで	1,042
担い手育成資金利子補給補助金(平成28年度分)	平成29年度から平成37年度まで	224
中小企業振興資金融資損失補償(平成28年度分)	平成29年度から平成41年度まで	融資預託額の10/100に相当する金額の損失補償
子育て応援住宅入居者向け定住促進補助金	平成29年度から平成38年度まで	支払い通算家賃の3/10に相当する額

## 第3表

### 地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	借入利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	10,000	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利率 の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には、そ の債権者と協定す るものによる。た だし、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還 もしくは低利に借 換えすることができる。
農業施設整備事業	1,500			
公有林整備事業	18,600			
白石スキー場整備事業	23,400			
地方道路整備事業	185,000			
都市計画街路事業	162,600			
公園施設長寿命化対策支援事業	81,000			
消防施設整備事業	13,100			
臨時財政対策債	400,000			
合 計	895,200			

## 第 3 2 号議案

### 平成 2 8 年度白石市国民健康保険特別会計予算

平成 2 8 年度白石市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,548,136 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

白石市長 風 間 康 静

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		696,983
	1 国民健康保険税	696,983
2 使用料及び手数料		801
	1 手 数 料	801
3 国 庫 支 出 金		865,874
	1 国 庫 負 担 金	641,701
	2 国 庫 補 助 金	224,173
4 療養給付費交付金		282,372
	1 療養給付費交付金	282,372
5 前期高齢者交付金		1,269,701
	1 前期高齢者交付金	1,269,701
6 県 支 出 金		201,225
	1 県 負 担 金	27,891
	2 県 補 助 金	173,334
7 共 同 事 業 交 付 金		901,216
	1 共 同 事 業 交 付 金	901,216
8 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
9 繰 入 金		323,837
	1 一 般 会 計 繰 入 金	323,837
10 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
11 諸 収 入		6,125
	1 延滞金、加算金及び過料	4,412
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	1
	4 雑 入	1,711
歳 入 合 計		4,548,136

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		23,051
	1 総 務 管 理 費	11,425
	2 徴 税 費	11,181
	3 運 営 協 議 会 費	10
	4 趣 旨 普 及 費	435
2 保 険 給 付 費		2,882,587
	1 療 養 諸 費	2,523,900
	2 高 額 療 養 費	343,460
	3 移 送 費	120
	4 出 産 育 児 諸 費	12,607
	5 葬 祭 諸 費	2,500
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		490,340
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	490,340
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		340
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	340
5 老 人 保 健 拠 出 金		144
	1 老 人 保 健 拠 出 金	144
6 介 護 納 付 金		175,029
	1 介 護 納 付 金	175,029
7 共 同 事 業 拠 出 金		901,220
	1 共 同 事 業 拠 出 金	901,220
8 保 健 事 業 費		59,569
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	31,151
	2 保 健 事 業 費	28,418
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
10 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
11 諸 支 出 金		4,900
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,900
12 予 備 費		10,954
	1 予 備 費	10,954
歳 出 合 計		4,548,136

## 第 3 3 号議案

### 平成 2 8 年度白石市介護保険特別会計予算

平成 2 8 年度白石市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,937,585 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

白石市長 風 間 康 静



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		625,904
	1 介 護 保 険 料	625,904
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 国 庫 支 出 金		1,009,605
	1 国 庫 負 担 金	654,389
	2 国 庫 補 助 金	355,216
4 支 払 基 金 交 付 金		1,063,723
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,063,723
5 県 支 出 金		565,644
	1 県 負 担 金	537,059
	2 県 補 助 金	28,585
6 財 産 収 入		66
	1 財 産 運 用 収 入	66
7 繰 入 金		651,855
	1 一 般 会 計 繰 入 金	546,201
	2 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	105,654
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		20,737
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	20,725
歳 入 合 計		3,937,585

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		39,547
	1 総 務 管 理 費	8,356
	2 徴 収 費	1,936
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	29,203
	4 趣 旨 普 及 費	52
2 保 険 給 付 費		3,665,998
	1 介 護 サービス 諸 費	3,290,148
	2 介 護 予 防 サービス 等 諸 費	86,068
	3 諸 費	3,402
	4 高 額 介 護 サービス 費	72,180
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス 等 費	9,720
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス 等 費	204,480
3 地 域 支 援 事 業 費		229,942
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス 事 業 費	122,591
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	28,866
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	78,227
	4 諸 費	258
4 基 金 積 立 金		66
	1 基 金 積 立 金	66
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		1,031
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,031
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,937,585



## 第 3 4 号議案

### 平成 2 8 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 8 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 420,880 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日提出

白石市長 風 間 康 静

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		304,465
	1 後期高齢者医療保険料	304,465
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		115,260
	1 一 般 会 計 繰 入 金	115,260
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,054
	1 延滞金、加算金及び過料	50
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 雑 入	4
歳 入 合 計		420,880

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		10,066
	1 総 務 管 理 費	8,281
	2 徴 収 費	1,755
	3 趣 旨 普 及 費	30
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		409,713
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	409,713
3 諸 支 出 金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予 備 費		101
	1 予 備 費	101
歳 出 合 計		420,880

## 第35号議案

### 平成28年度白石市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度白石市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	上水道	簡易水道	合計
1. 給水戸数	12,747 戸	118 戸	12,865 戸
2. 年間総給水量	4,031 千 $\text{m}^3$	122 千 $\text{m}^3$	4,153 千 $\text{m}^3$
3. 一日平均給水量	11,044 $\text{m}^3$	334 $\text{m}^3$	11,378 $\text{m}^3$
4. 主要な建設改良事業			
配水施設整備事業	298,304 千円	32,626 千円	330,930 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 上水道事業収益	941,587	千円
第1項 営業収益	901,664	千円
第2項 営業外収益	39,922	千円
第3項 特別利益	1	千円
第2款 簡易水道事業収益	14,268	千円
第1項 営業収益	12,126	千円
第2項 営業外収益	2,142	千円
収入合計	955,855	千円

支 出

第1款 上水道事業費用	854,757	千円
第1項 営業費用	813,208	千円
第2項 営業外費用	38,549	千円
第3項 特別損失	1,000	千円
第4項 予備費	2,000	千円
第2款 簡易水道事業費用	29,350	千円
第1項 営業費用	25,178	千円
第2項 営業外費用	4,102	千円
第3項 特別損失	70	千円
支出合計	884,107	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額160,646千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,536千円、過年度損益勘定留保資金136,032千円、当年度損益勘定留保資金78千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 上水道資本的収入	242,300	千円
第1項 企業債	231,000	千円
第2項 工事負担金	11,300	千円
第2款 簡易水道資本的収入	32,126	千円
第1項 企業債	20,100	千円
第3項 補助金	12,026	千円
収入合計	274,426	千円

支 出

第1款 上水道資本的支出	401,052	千円
第1項 建設改良費	304,583	千円
第2項 企業債償還金	96,469	千円
第2款 簡易水道資本的支出	34,020	千円
第1項 建設改良費	32,680	千円
第2項 企業債償還金	1,340	千円
支出合計	435,072	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債方法	借入利率	償還方法
上水道事業	231,000	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
簡易水道事業	20,100			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 84,684 千円

(2) 交際費 15 千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち3,100千円は、次の通り処分するものと定める。

(1) 減債積立金 3,100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成28年2月16日提出

白石市長 風間康静

## 第36号議案

# 平成28年度白石市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度白石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合 計
(1) 処理区域内人口	23,357 人	1,972 人	25,329 人
(2) 年間処理水量	2,505 千m <sup>3</sup>	90 千m <sup>3</sup>	2,595 千m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	6,863 m <sup>3</sup>	247 m <sup>3</sup>	7,110 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業等			
(ア) 管渠整備費(単独)	50,200 千円	30,000 千円	80,200 千円
(イ) 管渠整備費(補助)	55,100 千円	— 千円	55,100 千円
(ウ) 雨水管渠整備費(補助)	24,050 千円	— 千円	24,050 千円
(エ) 流域下水道負担金	12,652 千円	— 千円	12,652 千円
(オ) 災害復旧単独事業費	595,950 千円	— 千円	595,950 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息の財源にあてるため、企業債41,200千円を借り入れる。

	収 入
第1款 公共下水道事業収益	1,124,487 千円
第1項 営業収益	514,537 千円
第2項 営業外収益	609,949 千円
第3項 特別利益	1 千円
第2款 農業集落排水事業収益	185,343 千円
第1項 営業収益	15,140 千円
第2項 営業外収益	170,202 千円
第3項 特別利益	1 千円
収 入 合 計	1,309,830 千円
	支 出
第1款 公共下水道事業費用	873,670 千円
第1項 営業費用	681,757 千円
第2項 営業外費用	187,713 千円
第3項 特別損失	1,200 千円
第4項 予備費	3,000 千円

第2款 農業集落排水事業費用	153,260 千円
第1項 営業費用	118,999 千円
第2項 営業外費用	31,124 千円
第3項 特別損失	137 千円
第4項 予備費	3,000 千円
支 出 合 計	1,026,930 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額520,509千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,299千円及び当年度損益勘定留保資金514,210千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 公共下水道事業資本的収入			1,253,135 千円
第1項 企業債			561,700 千円
第2項 補助金			39,500 千円
第3項 分担金及び負担金			2,242 千円
第4項 他会計繰入金			649,693 千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入			33,866 千円
第1項 企業債			28,300 千円
第2項 分担金及び負担金			1 千円
第3項 他会計繰入金			5,565 千円
収 入 合 計			1,287,001 千円

	支	出	
第1款 公共下水道事業資本的支出			1,683,363 千円
第1項 建設改良費			746,496 千円
第2項 企業債元金償還金			936,867 千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出			124,147 千円
第1項 建設改良費			35,628 千円
第2項 企業債元金償還金			88,519 千円
支 出 合 計			1,807,510 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給補助金 (公共下水道事業)	平成29年度から 平成31年度まで	200
水洗便所改造資金利子補給補助金 (農業集落排水事業)	平成29年度から 平成31年度まで	200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債方法	借入利率	償還方法
公共下水道事業	76,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以 内(ただ し、利率見 直し方式で 借入する政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合に は、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、又は 繰上償還もし しくは低利に借 換えることが できる。
流域下水道事業	11,100			
農業集落排水事業	4,500			
公共下水道事業 資本費平準化債(未利用分)	21,600			
流域下水道事業 資本費平準化債(未利用分)	1,900			
公共下水道事業 資本費平準化債(拡大分)	219,300			
流域下水道事業 資本費平準化債(拡大分)	21,200			
公共下水道事業 特別措置分	54,700			
公共下水道事業(借換債) 資本費平準化債(拡大分) ・特別措置分	154,600			
流域下水道事業(借換債) 資本費平準化債(拡大分)	24,300			
農業集落排水事業 資本費平準化債(未利用分)	17,700			
農業集落排水事業 資本費平準化債(拡大分)	23,800			

(一時借入金限度額)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 39,632千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業安定のため、白石市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,193,644千円である。

	(公共下水道事業)	(農業集落排水事業)
(1) 一般会計繰入金	1,065,852千円	127,792千円

平成28年2月16日提出

白石市長 風間康静